

利子所得の課税の概要

利 子 所 得	所 得 税	住 民 税
特定公社債の利子、公募公社債投資信託及び 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	申告分離課税（20%） 又は申告不要 （15%の所得税の源泉徴収） （5%の地方税の特別徴収）	
預金及び特定公社債以外の公社債の利子、 合同運用信託及び 私募公社債投資信託の収益の分配等（注）	源泉分離課税（20%） （15%の所得税の源泉徴収） （5%の地方税の特別徴収）	

（注）①同族会社が発行した社債の利子でその株主である役員等が支払を受けるもの、②同族会社が発行した社債の利子でその役員等が関係法人を同族会社との間に介在させて支払を受けるものは、総合課税の対象となる。